





# ※1 保険契約者が、個人・小規模法人・マンション管理組合である場合、 損害保険契約者保護機構による補償の対象となります。

【下表中、★印のない保険（「火災保険」と「その他の損害保険」以外の保険）は、保険契約者を問わず補償の対象となります】

補償割合は保険契約毎に  
異なります

自賠責保険、家計地震保険	新しい制度（平成18年4月以降の制度の場合）		従来制度 〔平成18年3月迄の 制度の場合〕	
	保険金支払い	解約返戻金・ 満期返戻金など	補償割合100%	補償割合100%
自動車保険	★		補償割合 100%	補償割合 90%
火災保険	★		補償割合 100%	補償割合 90%
その他の損害保険	★	破綻後3か月間には 保険金を全額支払 (補償割合100%) 3か月経過後は 補償割合80%	補償割合 80%	補償割合 90%
損害責任保険、賠償総合保険、海上 保険、運送保険、信用保険、労働者 災害補償責任保険 など			補償割合 80%	補償割合 90%
短期傷害 <sup>※3</sup> 特定海外 <sup>※4</sup>			補償割合 90%	補償割合 90%
年金私型等 <sup>※5</sup> 立憲傷害保険 <sup>※5</sup> 財産形成貯蓄傷害保険 確定拠出年金傷害保険			補償割合 90%	補償割合 90%
その他の疾病・傷害保険 上記以外の傷害保険、所轄損害保険、 医療・介護（費用）保険 など			補償割合 90%	補償割合 90%

損害保険契約者保護機構  
による補償はあくまでも、  
破綻保険会社の財産状  
況（弁済率）に応じた  
給付となります。

※1 上記保険契約の区分は、主契約（基本的に普通保険約款）の保険金支払事由に依るところとなります。

※2 「マンション管理組合」とは、建物の区分所有等に関する法律第3  
条、第6条に規定する団体であつて、主として住居としての用途に  
供する建築物等の管理を行うためのものをいいます。

※3 4-5「短期傷害」とは、いわゆる傷害保険で保険期間1年以内の保  
険契約が該当します。「特定短期」とは、いわゆる海外旅行傷害保  
険が該当します。「年金私型等立憲傷害保険」とは、いわゆる年金私  
立憲傷害保険の旨とどのが該当します。いずれも、契約締結日に行  
う告知事項に違反状態に則するもの含まれない保険契約に引かれ  
る等、対象となるための条件がありますのでご注意ください。

※6 「満期引当金」に該当する場合は、補償割合が80%から追加  
で引下げられます。「高予定利率契約」とは、その保険料・責任保  
償金の算定の基礎となる予定利率が、破綻時から遡って過去5年間、

## 「破綻後3か月間は保険金を全額支払」ってどういうこと？

**1 損害保険契約者保護機構が資金援助を行うことによって、破綻保険会社は、破綻後3か月間に生じた事故について、保険金の全額支払いを継続できるということです**

破綻保険会社  
①保険金の支払い  
②資金援助  
③資金援助の申込  
損害保険契約者保護機構

保険契約者  
④保険金等の支払い

●損害保険契約者保護機構は、自動車保険・火災保険などの保険契約について、保険会社が破綻した場合には、破綻後3か月間に生じた保険事故に係る保険金が全額支払われるよう補償します。  
●全額支払いの対象となる保険契約は左欄のページの通りです。（保険契約者が個人・小規模法人・マンション管理組合であるものに限る場合があります）のでご注意ください。  
●破綻時に生じた保険事故についても、全額支払いが行われます。

**2 3か月間に生じた事故について、保険金の全額支払いを補償します**

破綻保険会社  
①保険契約の移転等  
②資金援助の申込  
破綻保険会社  
③資金援助  
損害保険契約者保護機構

保険契約者  
④保険金等の支払い

●損害保険契約者保護機構は、破綻保険会社の保険契約の移転等を受け入れる破綻保険会社が現れる場合には、同社への資金援助を行います。このことにより、破綻保険会社の保険契約が行先へ引き継がれるようになります。  
●破綻後3か月の間に移転等が行われる場合であっても、その間に生じた保険事故に係る保険金は全額支払いの対象となります。

**◆保険金の全額支払いが補償されている間、（従前と同水準の保障を維持するため）破綻保険会社に保険契約の解約を申し出て、他の保険会社と新種の契約を結ぶことが可能です**

**破綻保険会社が現れない場合、損害保険契約者保護機構が、破綻保険会社の保険契約を引き継ぎます**

破綻保険会社  
①保険契約の移転  
損害保険契約者保護機構  
②保険金等の支払い

●破綻保険会社が現れなかった場合には、損害保険契約者保護機構が、破綻保険会社の保険契約を引き継ぎ、保険契約の管理を担います（全ての保険契約が引き継ぎの対象とはなりません）。  
●損害保険契約者保護機構により子会社として設立された破綻会社が、破綻保険会社の保険契約を引き継ぐ方法もあります。  
●その後、破綻保険会社が現れたら、損害保険契約者保護機構は当該会社に対し、保険契約を引き継ぐことが可能です。